

# 世代社会関係の概念を構築する —母の位置はどこにあるのか— (その2)

棚 沢 直 子

はじめに

- I. 世代関係の諸特性
  - II. 世代間の力関係における母の位置
  - III. 世代社会関係から見た市民権
- おわりに

## II. 世代間の力関係における母の位置

世代社会関係の概念を構築するために、I. で得た結論をもう一度まとめよう。1. 「依存者たち」とその「世話するひと」の存在に照明を当てるべきこと、2. 両者こそが世代間の力関係とその流動性を明確にできること、3. 近代社会において私領域に閉じ込められた両者を見える存在とするために、私領域を社会領域と捉えて両者の関係を分析すること、の3点である。

ところで、近代社会において「依存者たち」の世話は、女たちに（子どもについては母に）割り当てられてきた。このことを踏まえれば、世代間の力関係の分析に際して、母の位置と父の位置を区別し、母の位置を中心に考察するのが適当だろう。

世代関係は、民主主義の到来まで、父-子で象徴されるような支配の力関係、権力関係だった。民主主義の到来とともに、日本では父だけの特権は1947年の民法典で否定された。フランスの場合は、民主主義社会になっても20世紀後半まで子どもに対する父の特権は民法典で保証されていた。とはいえ、20世紀の間に父権は次第に制限され、1970年には父権 *autorité paternelle* は母も含む親権 *autorité parentale* に取って代わられた。それ以来フランスでは親子の力関係について語られなくなった。親子に関わるすべての問題が、少なくとも法制上では、解決したかのように。しかし、私に言わせれば、むしろ解決したはずのフランスの親権の問題を出発点にすれば、現在まで続く私領域における親子間の力関係が見えてくるはずである。

現在のフランスで親権から起こる社会問題は多発している。児童虐待、子どもに対する親の性的

暴力、子殺し、児童売買等々。こうしたことは日本でも増大しており、アメリカの場合は以前から日仏より質量ともにすごい。フランスではこれらの問題は単に親権の濫用 abus によって起こるとされる。その解決は国家が親権を剥奪し親権に取って代われればよいとなる。こうして親権の問題は考え直されることがない。しかし、「親権の濫用」とは、もともと濫用できる権力が親権にあるということではないのか。誇張して言えば、両親が当然のごとくもつ親権とは、時に親の権力とか支配の別名なのである。親子間ひいては世代間は私領域においても力関係で成り立っていることを再認しておこう。

この力関係は父だけでなく母にも当然関わってくる。それなのに、フランスでは父母間の（つまり男女間の）権力関係を告発する研究は数多くあるのに、親子・世代を主題にしその中の母の権力を分析する研究は皆無であると言ってよい。母を研究したいなら、父母関係だけでなく、親子・世代関係の中の母を考慮しなければ、何も見えてこないのに。むしろ母の位置から見れば性と世代というふたつの社会関係の関連がよりよく理解できるはずだ。母はこのふたつの力関係の交差する位置にいるからだ。

母の位置を権力との関係でさらに詳細に見ていこう。母の位置は父に比べてとりわけ矛盾して見える。一方で母は女として現代でも相変わらず男性支配社会から搾取される弱者の位置を占める。他方では弱者である子どもたちに対して強者の位置つまり権力行使できる位置をとりうる。とくに子どもたちが幼く母に依存している時はそうである。母であることは、性と世代から見て権力行使が逆向き（行使される、する）の二重の関係を生きることだと定義してかまわないと思う。このことが世代関係の分析に際して母を父と区別する理由である。この権力行使の問題を女たちが日々こなしている家事労働の分析から考察できるだろうか。

家事労働は実は1970年代のフランス女性解放運動 M.L.F.の重要な課題だった。しかし、その分析には大きな欠点があった。それは世代関係を全く考慮しなかったことである。当時のフェミニストたちは、家事労働の分析に際して自分たちの理論を創るまでには成熟していなかったから、マルクス主義の階級理論を男女関係に応用して理論とただけだった。つまり、夫と妻をそれぞれ階級と捉えたうえで、家事労働は弱者である妻に対する強者である夫の権力支配を示す経済的搾取であると理解されたのだ。この文脈では家事労働の中で夫のためと子どものために区別することは考えなかった。家事労働は男女の権力関係にのみ関わるのであって、世代関係に関わるかどうかさえ問題にもならなかったのである。1970年代でも子どもをひとりの個人だとは思わなかったからである。現代のフランスでは世代関係の研究はようやく始まったが、その中で父子と区別して母子の関係を考える研究は相変わらずない。ましてやその力関係の考察など思いつきもしない。

ちなみに、フランスから10年遅れた1980年代の日本でも、家事労働の分析がフェミニストの間で

始まった。その中でフランスの理論を輸入しながらフランスとは異なる考え方をするフェミニストもいた。フランスのフェミニストは家事労働を生産労働と捉えたが、日本では《再》生産労働とされたのだ。《再》生産とは reproduction（生殖）のことだから、この発想には世代関係を考慮する姿勢がわずかに感じられる。しかし、この考え方にも欠点があった。

第一には、子どもを産むという再生産（＝生殖）と夫の労働力の明日への再生産を区別しなかったことである。区別しない点ではフランスの理論の踏襲だった。私から見ると、子どもへの労働とちがって、夫のためにする妻の労働は世の中で最も余分なものである。夫は自分ひとりだけでできるのだから、夫を手伝うなど不必要なことだ。夫への労働と子どもへの労働を区別すべきだった。

第二には、再生産という翻訳語それ自体が相変わらずマルクス主義理論の枠組に収まっていることである。夫の生産力の再生産はさておき、子どもを再 - 生産するとは、次世代の生産力を念頭においた言い方である。考えてもみよう。出産や乳幼児の世話にはそれだけの意味しかないのだろうか。私はそう思わない。誰かの世話をするときには、そのひとが単に世話を必要としているから、そのひとが自分ひとりではできないから、するのではないのか。次世代の生産力になるならならにに関わりなく、今ここで必要とされているから、世話しなかったら死ぬかもしれないから、するのだ。現代は生産力をもたないひとでも生きる権利がある時代である。子産み・育児が再生産の概念だけでカバーできる労働だと私には思えない。フランスとちがって、せつかく世代関係を視野に入れながら、その理論化にまでは至らなかったのである。ましてや家事労働の分析から母子の権力関係へと思考を広げることは、日本でもできなかった。

というわけで、世代間の権力関係における母の位置の考察には、これまでの日仏の家事労働の分析枠組から脱出する必要がある。それには家族という私領域にこだわらないことだ。母がする労働を家事・育児労働と呼ぶ代わりに、公私を横断するような社会領域を設定し、その中での《世話労働》と名づけたらどうだろうか(1)。その方が「依存者たち」とその「世話するひと」の存在に照明が当てられる。一方に「依存者たち」、つまり新生児、乳幼児、依存を余儀なくされる高齢者、病人、障害者等々がいる。もう一方には「世話するひと」、つまり母、父、保育士、介護士、看護師等々がいる。とくに今後とも増加が予想されるアルツハイマー型高齢者や重度精神障害者などは、未来の生産力にはなれないが、生きる権利は完璧にある。彼らが生きる権利を行使する時には、彼らは世話労働を必要とするのである。

歴史的に見れば、こうした世話労働は、ある一定の権力を世話するひとにもたせながら、歴史の始めから常にすでにあつたと思われる。かつての日本の諸地方では、女たちが（無論男たちも）、彼女たち（彼ら）の属する共同体全体の生産・消費の均衡維持のために、自分たちの生き残りをかけて、この権力を妊娠中絶、子殺し、姥捨てなどのかたちで、行使してきた。世話労働に権力行使

が絡むのは、やむをえないと受けとめられてきたのだ。

しかし、フランスの「人権宣言」の原則が世界的に伝播するとともに、私領域でこっそりと以外は、このような弱者たちを抹殺する権力行使はできなくなった。ただし、生まれる以前の胎児は別である。この宣言では人権の範囲を「人間が生まれながらにもつ諸権利」と設定してある。生まれる以前の胎児は人間の範囲に入らなかったのだ。今でもフランスで胎児の権利が語られることは稀である。それだけではない。フランスの人権思想には「生存権」と称するものが長い間なかった。この権利が語られ始めるのは1985年のチェルノブイリの事故以後のことである。しかし日本はちがう。近代日本においてフランスの人権思想が初めて輸入された時に、「胎児も含めた《すべての》人間には生存権がある」とする主張が直ぐに生まれたからだ。日本では人間の範囲を定義してから人権を考えるフランスのような手続きはなかったし、胎児と生まれた子どもを明確に区別する考え方もなかった。このちがいは日仏の比較思想の観点から興味深い。

世話労働における権力関係に話を戻そう。この労働は、寿命の伸長とともに今後ともさらに必要になるだろうが、これまでの諸学問分野で十分に議論されたとはとても言えない。この労働はいまだに見えてこない。人間は原則的に奴隷でもない限り自分のために働く。と同時に他者のためにも働く。もしこの他者が自分にとって強者に見えれば搾取されたと感じる。しかし、弱者に思われ自分に依存していると感じられれば、彼らのためにする労働は労働として感じる事が難しい。その意味でもこの労働は労働として目に見えない。

世話労働は権力関係から見てどこか慈善とか博愛とか（あわせて *philanthropie*）の行為に似ている。貴族には施す義務がある（*Noblesse oblige.*）というあの慈善だ。ただし、ひとつだけちがいがあある。慈善家は下層階級を十分に搾取した後でこの搾取した利益を少しだけ下層階級に還元する。この行為は被搾取者からの敵意を軽減するのに有効だし、敵対した権力関係にある下層・上層間に気持ちの交流が生まれ、結果的には社会階層間の不平等を温存できる。しかし、世話労働には慈善行為の前提となるこの経済的搾取は存在しない。

それなら、世話労働はむしろ献身の行為に似ていないだろうか。あるいは単に愛情の交流のためにする行為と言えるかもしれない。「障害のある私の娘から毎日何かを学ぶ喜び」などとよく言うではないか。まさに世話労働がほとんど排他的に女によって私領域の中でされる限り、愛情とか無欲な寛容さとかに覆われて目に見えず、報われないままにとどまってしまう。育児には私たちがもつ集団記憶を伝える喜びと同時にそれが子どもたちによって新しく「書き換えられる」のを見る喜びもあるはずなのに、すべての世話労働の中にこうした喜びがあるとは限らない。世話労働はとくに私領域においては労働として感じられないし、ましてやこの労働の中にある力関係など考えもしないのが、日仏のみならず英米圏の研究においても、相変らずの現状である。

世代間の力関係における母の位置について言えば、母は子どもに対して世話労働を提供できるほ

ど《力》があるにもかかわらず、まさにこの労働に従事しているせいで、近代社会からは弱者とみなされ被搾取者の側に位置づけられている。そのせいで、母がもつ「依存者」への権力は母自身によっても自覚されにくい。子どもの世話は、保育施設などを別にすれば、両親により担われるべきなのに、実際は現在でも女がほとんどひとりでこの労働を担っている。これはフランスでも同じである。しかし、それだけではない。現在では夫への献身が不必要になり始めた分だけ、今度は義理も含めた計4人の両親の世話を妻が引き受けている。とくに日本で妻が家庭外で職業をもたない場合に、この傾向が顕著である。ちなみに、フランスでは「家庭にいる妻」は前世紀の遺物になり始めている。職業をもつ妻は自分の両親の世話はしても義理の両親までは引き受けない。

現代において男女の不平等の最大の原因は私領域にあるのは明らかだと私は思うが、それは私領域での夫への献身的な労働にではなく、必要なのに無償の世代関係の世話労働のせいである。1960年代までは女たちにはひとつの選択しかなかった。子どもを産まないで職業をもち男と同等の位置を保つか、子どもを産んで職業を放棄し、男に経済的に依存することで自分に依存する子どもと同等の社会的な位置に転落するかを選択である。現代では後者を選択すれば、世代の力関係が流動した結果の長い老後には、子どもの世話になりたくないと思いつつ、いざとなればと子どもに期待しても、必ず期待通りになるとは限らないという未来が待っている。

世話労働の未来はどうなるだろう。男の完全に同等な参加があれば女にとって世話労働はかなり軽減されるだろう。保育施設、高齢者向け介護施設、盲導犬、家事・育児ロボット等々、これらは今後さらに発展するだろう。とすれば、世代間の世話労働の中で置き換えできないものは何なのか。それはおそらく「依存者たち」が生きるための精神的、倫理的、知的な支援の部分だろう。これは世代間の世話労働の中でもおそらく最も重要な部分である。とくに育児に関しては私たちの集団記憶の次世代への伝達と次世代の革新を保証することができれば、世話労働の喜びがさらに強まるだろう。これこそがフランスの民法典において両親に（権力も含めた）親権を与えたことの意味なのかもしれない。

以上のように、世代関係を成立させるものとしての世話労働を素描してきたが、この労働において母が自分のもつ権力を自覚するのはそれほど簡単ではなかった。そこで、1970 - 80年代の日仏において、家事労働と並ぶ女性解放運動の重要な課題だった妊娠中絶の自己決定権を再考して、母のもつ権力に取り組んでみよう。この問題は、抑圧者一被抑圧者という矛盾した二重の母の位置を見せると同時に、世話労働にも密接に関わることが理解できるはずだ。妊娠中絶に対する考え方は日仏でかなりちがう。それも明らかにしよう。

フランスのフェミニストの間には1975年はこの問題について画期的な年だったという合意がある。それまで国家により禁止されてきた妊娠中絶が合法化され、女の身体の自己決定権が実現した年だ

からである。当時の女性解放の運動家たちは《私が望むなら、私が望むときに、子どもを産む》をスローガンにした。子どもを産むことは女たちの決意にのみ関わるのであって、女たちが全面的な責任を（自分のパートナーと共有しながら）負うと主張したのだ。彼女たちがこの問題を取り上げたのは、男性支配社会を告発するもっとも衝撃的な表現として有効だと思えたからである。このように、妊娠中絶の問題は男女の権力関係の中で思考されたのだが、実はこの問題が世代の権力関係にも関わることを彼女たちは全く自覚していなかった。例のスローガンを世代関係から見れば、《子どもが望むなら、子どもが望むときに、子どもを産む》には永久にならないと宣言したことになる。女たちはこう宣言したことにより未来の子どもに対して支配者あるいは抑圧者の位置に潜在的に立ったことに考えが及ばなかったのだ。

日本の場合はかなりちがう。当時の女性解放の運動家のひとは、中絶の自己決定権を要求しつつも、「私の決意で子どもは死ぬ」と明言した(2)。彼女は、男女の権力関係を告発しながら、世代間の力関係も考慮に入れていた。この発言の背景にはフランスとちがう中絶をめぐる歴史がある。日本で中絶が公式に禁止されたのは、実は近代になってからだ。1907年に刑法の墮胎罪が成立したからである。近代以前では中絶は非公式なかたちとはいえ女たちに任されていた。その長い歴史の中で女たちは何度も「私の決意で子どもは死ぬ」と思ったのではないか。現代でも相変わらず女たちは中絶をしている。禁止されたのに、どうしてできるのか。1948年に優生保護法が制定されたからである。優生保護法とは「優生学の見地から不良な子孫の出生を防止し、母体保護を目的とする法律」と広辞苑にある。1953年以来、母が「身体的あるいは経済的に」困窮状態にある場合という条件が満たされれば、妊娠28週まで中絶できるようになった。よって当時の日本の運動家たちが自己決定権を要求したのは、墮胎罪ならびに優生保護法の廃止が目的だった。条件つきでなく、単にかつてのように、しかし今度は合法的に、この問題を女たちの自由意志に任せると要求したのだ。現在でも墮胎罪はある。しかし、この罪で罰せられるのは稀である。優生保護法は1990年に中絶許可の期間が6週間短縮され妊娠22週までになった。1996年には母体保護法と名称を変えて現在に至っている。

日本の女たちは中絶の問題からフランスで思いも及ばなかった世代間の力関係を見つめることができた。しかし、例の運動家は世代関係を見つめながらも同時に「中絶を女に強いる」社会を告発した。当時の運動のスローガンが「産める社会を！産みたい社会を！」だったことを解釈すれば、産みたいのは当然だ、それなのに私は産まない選択をする、それは社会が女を抑圧するからだとなる。世代の力関係をどこまでも追究することはなかった。おそらくは思考停止して、できなかったのだろう。

それなら、この問題を私が追究したら、どうなるだろうか。産む選択でさえも、産まない選択と同じで、子どもの同意や子どもからの要請なしにされる限りにおいて、親の権力行使であると思っ

ているこの私が。私から見れば、この産む産まないの権力行使は胎児がいつから完全な人間とみなされるかの問題を超えている。なぜなら、母が自己決定権を行使する時には、胎児が人間であるかどうかに関わりなく、自分の決意に従って行使するからである。この選択は女が自分の生命を守るという正当防衛の範囲を超えている。なぜなら、妊娠によって自分の生命が危険に曝されなくても、母は自分の決意にしたがって選択するからである。

では、この要求はどんな論拠に依っているのか。それは妊娠が自分の身体の中で行われるという、ただそれだけの事実による。つまり自分の身体は自分のものという個人の権利を論拠にしている。妊娠によって形成される別の身体をもつ個人の権利について、フランスの人権思想は何も述べていないが、このふたつの身体の間を考えると、圧倒的な力関係にあることは明らかだ。母が自分の身体を思うように扱う権利は、即座にその中にある別の身体を抹殺する権力行使になりうるからである。

かつての日本では妊娠中絶と子殺しをあまり区別していなかった。中絶が技術的に困難だった分だけ、子殺しが頻繁に試みられたのだろう。この現象は日本だけの専売特許ではない。西欧ではギリシャ神話のオイディプスの物語に子殺しの試みがある。この物語の父殺しの部分は、近代になってフロイトがエディプス・コンプレックスの名で精神分析理論にしたことで知られる。しかし、彼は父殺し以前にあった両親による子殺しの試みには全く興味を示さなかった。フロイトにとって個人の自己形成は出生以後にしか始まらなかったのである。私はオイディプス神話が子殺しの試みから親殺しの試みへと展開する世代間の動的な力関係の物語として解釈できると考えている。現代では妊娠中絶と子殺しは明確に区別しなければならない。なぜなら、出生後の子どもは個人として100%の生きる権利があるからである。

私は妊娠を別の個人(胎児)が自己形成するのに必要な世話労働と考える。自分の身体の中の世話労働が自分の能力を超えらると思うなら、私にはそれを引き受けられない権利がある。この権利行使・権力行使はやむをえないと思う。世話労働は出生後も長い期間続けなければならない。新生児は完全な個人であるにもかかわらず、その生命は世話労働をする側の意志に全面的に依存している。依存する他者の生命への責任を引き受けることは巨大な労働である。受胎は両親の行為であるが、妊娠という身体の中の世話労働は母にしか関わらない。したがって妊娠中絶はまずもって母個人の権利である。

現代の試験管ベビー、クローンベビー、代理母などの問題は責任の所在を何ら変えないと思う。今後ともに母は子どもを誕生前、誕生後、さらに長い期間、絶えず見守るといった身体的・精神的な世話労働の責任を、少なくとも半分あるいはそれ以上、引受けるからである。未来において母が抑圧者・被抑圧者という二重の位置を占めないですむ時代になったら、妊娠中絶の権利行使はどこまで減るのだろうか。それでも中絶はなくなるのだろうか。

II. の結論を述べるまえに、I. の結論の中でII. に関わる部分を再確認しておく。世代は力関係で成り立っている。男女関係とちがってこれは世代の基礎条件である。世代間の力関係を象徴するものは、「依存者」と「世話するひと」の関係である。以上。

というわけで、II. の結論は：

1. 「依存者」と「世話するひと」の関係は何よりも母子関係の分析からよく見えてくる。
2. 世話労働がなければ世代関係は成立しない。世話労働を引受けず世代関係をつくらないものとして、妊娠中絶がある。
3. 世代間の力関係はフランスより日本の精神風土から考察できる。性と世代が交差する抑圧者 - 被抑圧者たる母の位置も同様である。日本の人間関係は男女より世代が優先するうえに、胎児をフランスよりも人間扱いし(3)、その処置を母に任せたい長い歴史があるからである。

(II. おわり、つづく)

注：

- (1) 棚沢直子1995「賛美でもなく、否定でもなく—母からの思想の試み—」『ニュー・フェミニズム・レビュー』Vol.6、学陽書房、東京、pp.245-253。この論文は、私の知る限り、欧米と日本において世話労働の分析についての先駆的研究である。世話労働という新語を創造することで、この労働について最初の素描を試みている。現在では英米圏でケアの語でこの労働の分析が始まっているが、この労働から見えてくる権力関係を中心に考察した研究は皆無である。
- (2) 田中美津（文責）1994「敢えて提起する＝中絶は既得の権利か？」リブ新宿センターのピラ、1972年10月、『資料・日本ウーマン・リブ史II』1972-1975、溝口明代・佐伯洋子・三木草子編、全3巻、ウイメンズブックストア松香堂、京都、pp.61-64。
- (3) 日本の民間の祖先崇拜の中に水子信仰がある。これはフランスでは考えられない。祖先崇拜はもともと全くないし、ましてや胎児は人間の中に数えられていないからである。日本では寺社の境内にあるいは村落共同体の境界や街角とくに交差点に、水子供養塔と水子を守る地藏像が建てられている。『古事記』における日本形成は蛭子の誕生から始まる。広辞苑によれば蛭子は「3歳になっても脚が立たず、流し捨てられたと伝える」とあり、「中世以後、これを恵比須として尊崇」したという。日本では胎児と誕生後に流された子どもとをあまり区別しなかった。現在でも中絶された子どもは、死んでしまった「人間」と扱われることが多い。これもフランスの「人間」概念にはあてはまらない。この文脈からすれば、〈人間〉という西欧の概念は単なるイデオロギーだとわかってくる。

参考文献：

- (1) COLLIN, Françoise 2001 《Mettre au Monde》, in KNIBIEHLER (Yvonne) (sld), *Maternité, affaire privée, affaire*

世代社会関係の概念を構築する一母の位置はどこにあるのか— (その2)

*publique*, préface de Françoise Héritier, Bayard, Paris, pp.171-187.

- (2) 棚沢直子1987「高年齢初産—個人的体験から—」『日本婦人問題懇話会会報』特集：産む選択と生殖技術、no.46、pp.11-20。